# 当初設計書

| 設計 | | 精算 | |
|---|---|---|---|

起工番号　：　商企（委）第 5 号

会計年度　：　令和　8　年度

事業名　　：　産業団地整備事業

業務名　　：　（仮称）藤光東部産業団地環境影響調査業務委託

設計部課名：　商工観光労働部　企業誘致推進課

業務場所　：　久留米市　藤光町外　地内

履行期間：　契約締結日の翌日から令和10年3月10日まで

単価世代：　令和08年10月01日 公共

諸経費率：　公共委託 令和08年10月

設計の概要

（当初設計）

| | |
|---|---|
| 現地踏査 | 1式 |
| 環境影響評価項目の選定 | 1式 |
| 現況調査 | 1式 |
| 予測及び評価 | 1式 |
| 環境保全対策の検討 | 1式 |
| 自然環境の保全対策を記載した書類の作成 | 1式 |

# 業 務 委 託 料 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 環境影響調査業務 | 1 | 式 | | | | |
| 直接原価 | 1 | 式 | | | | |
| 直接原価(積上) | 1 | 式 | | | | |
| 現地踏査 | 1 | 式 | | | | |
| 現地踏査 | 1 | 式 | | | 単 1 号 | |
| 環境影響評価項目の選定 | 1 | 式 | | | | |
| 環境影響評価項目の選定 | 1 | 式 | | | 単 2 号 | |
| 現況調査 | 1 | 式 | | | | |
| 既存資料調査 | 1 | 式 | | | | |
| 既存資料調査 | 1 | 式 | | | 単 3 号 | |
| 現地調査 | 1 | 式 | | | | |
| 植物（植物の重要な種及び群落）<br>植物相（2季） | 1 | 式 | | | 単 4 号 | |

久留米市

# 業 務 委 託 料 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 植物（植物の重要な種及び群落）<br>植生（1季） | 1 | 式 | | | 単 5 号 | |
| 動物(動物の重要な種及び注目すべき生息地)<br>鳥類（1季） | 1 | 式 | | | 単 6 号 | |
| 動物(動物の重要な種及び注目すべき生息地)<br>ほ乳類・両生類・爬虫類（2季） | 1 | 式 | | | 単 7 号 | |
| 動物(動物の重要な種及び注目すべき生息地)<br>昆虫類・陸産貝類（1季） | 1 | 式 | | | 単 8 号 | |
| 動物(動物の重要な種及び注目すべき生息地)<br>魚類・底生動物（1季） | 1 | 式 | | | 単 9 号 | |
| 現地調査とりまとめ | 1 | 式 | | | | |
| 現地調査とりまとめ<br>植物相 | 1 | 式 | | | 単 10 号 | |
| 現地調査とりまとめ<br>植生 | 1 | 式 | | | 単 11 号 | |
| 現地調査とりまとめ<br>鳥類 | 1 | 式 | | | 単 12 号 | |
| 現地調査とりまとめ<br>ほ乳類・両生類・爬虫類 | 1 | 式 | | | 単 13 号 | |
| 現地調査とりまとめ<br>昆虫類・陸産貝類 | 1 | 式 | | | 単 14 号 | |
| 現地調査とりまとめ<br>魚類・底生動物 | 1 | 式 | | | 単 15 号 | |

久留米市

（仮称）藤光東部産業団地環境影響調査業務委託

# 業 務 委 託 料 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 予測及び評価 | 1 | 式 | | | | |
| 予測及び評価 | 1 | 式 | | | 単 16 号 | |
| 環境保全対策の検討 | 1 | 式 | | | | |
| 環境保全対策の検討 | 1 | 式 | | | 単 17 号 | |
| 自然環境の保全対策を記載した書類作成 | 1 | 式 | | | | |
| 自然環境の保全対策を記載した書類の作成 | 1 | 式 | | | 単 18 号 | |
| 打合せ | 1 | 式 | | | | |
| 打合せ<br>中間打合せ 2回 | 1 | 業務 | | | 単 19 号 | |
| 直接経費 | 1 | 式 | | | | |
| 旅費交通費(率計上分) | 1 | 式 | | | | |
| 電子成果品作成費(率計上分) | 1 | 式 | | | | |
| 現地調査<br>分析費 | 2 | 検体 | | | 単 20 号 | |

久留米市

# 業 務 委 託 料 内 訳 書

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 直接原価計 | 1 | 式 | | | | |
| その他原価 | 1 | 式 | | | | |
| 業務原価 | 1 | 式 | | | | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | | | |
| 設計業務価格 | 1 | 式 | | | | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

久留米市

# 業務委託一般仕様書

令和８年１０月

久留米市　商工観光労働部　企業誘致推進課

# 第１章　総　　則

## 1.1　適用

（１）業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。

（２）業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和８年１０月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」「福岡県県土整備部 令和７年５月 用地調査等業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

## 1.2　法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 1.3　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

## 1.4　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 1.5　公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

## 1.6　賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

## 1.7　再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

## 1.8　許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

## 1.9　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。　※（３）（４）については必要に応じて提出

（１）着手届　　（２）工程表　　（３）管理技術者届
（４）職務分担表　（５）完了届　　（６）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

## 1.10　作業計画書（業務計画書）

受注者は、契約締結後、１４日（休日等を含む）以内に作業計画書（業務計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。作業計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

（１）業務概要　　（２）実施方針　　（３）業務工程
（４）業務組織計画　　（５）打合せ計画
（６）成果物の品質を確保するための計画　　（７）成果物の内容、部数
（８）使用する主な図書及び基準　　（９）連絡体制（緊急時含む）
（１０）使用する主な機器　　（１１）仕様書等において照査技術者による照査が定めている場合は、照査技術者及び照査計画（１２）その他、監督職員が必要と認めたもの

※（２）実施方針又は（１２）その他には、個人情報の取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

1.11　業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12　成果物の検査

（１）受注者は、業務完了時に市の成果品検査を受けなければならない。

（２）成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

（３）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14　引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16　土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18　調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20　設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第１８条から第２６条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21　ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22　ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

## 第２章　暴力団排除に関する事項

2.1　受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

（３）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

## 第３章　暴力団排除に係る下請契約に関する事項

3.1　受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。

（２）下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

## 第４章　障害者差別の解消に関する事項

4.1　受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## 第５章　契約に関する事項

5.1　余裕期間

（１）本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和１０年３月１０日までであるが、業務着手前の余裕期間１０日間を含んでいる。

（２）余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

（３）調査業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。

5.2　着手届

（１）着手届は、余裕期間経過後７日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに提出すること。

（２）工程表は、着手届と合わせて提出すること。

（３）工程表には、余裕期間を表示すること。

# （仮称）藤光東部産業団地環境影響調査業務委託
# 特記仕様書

令和８年１０月

久留米市　商工観光労働部　企業誘致推進課

# 第１章　総　　則

## 1.1　業務の目的

久留米市藤光町外の約 13ha を対象に産業団地の整備を計画しており、本業務は福岡県環境保全に関する条例第 25 条に基づく開発行為（3ha 以上の宅地の造成）の届出[1)] 対象となる。

本環境影響評価は、当該申請に係る「自然環境の保全対策を記載した書類」の作成を目的とする。

## 1.2　適用範囲

本特記仕様書は、「（仮称）藤光東部産業団地環境影響調査業務委託」に適用するものとする。

## 1.3　業務内容

| | | |
|---|---|---|
| （１）業　　務　　名 | （仮称）藤光東部産業団地環境影響調査業務委託 | |
| （２）業　務　場　所 | 久留米市　藤光町外　地内（図１　調査範囲のとおり） | |
| （３）業　務　項　目 | 現地踏査 | １式 |
| | 環境影響評価項目の選定 | １式 |
| | 現況調査 | １式 |
| | 予測及び評価 | １式 |
| | 環境保全対策の検討 | １式 |
| | 自然環境の保全対策を記載した書類の作成 | １式 |

## 1.4　管理技術者及び技術者

（１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者は、技術士及び認定技術管理者、ＲＣＣＭ、環境アセスメント士のいずれかの資格の保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、技術士における業務に該当する科目又は部門は「総合技術監理部門（建設－建設環境、又は環境－環境影響評価)」「建設部門（建設環境)」、「環境部門（環境影響評価)」とし、認定技術管理者及びＲＣＣＭは「建設環境部門」とする。

（３）受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

## 1.5　照査技術者

（１）照査技術者は、管理技術者と同等以上の能力を有する者とし、管理技術者と兼務できないものとする。

---

1) 福岡県環境保全に関する条例第 25 条に基づく開発行為（3ha 以上の宅地の開発）の届出は、行為を着手する 30 日前までに届出が必要である。

## 第２章　調査一般

### 2.1　打合せ

（１）業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（２）業務着手時、成果物納品時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2.2　参考図書の貸与

市は、業務に必要な計画図書、その他の資料を所定の手続きによって貸与する。

### 2.3　参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 第３章　　環境影響調査

### 3.1　環境影響評価の内容

本環境影響評価は､｢福岡県環境保全に関する条例｣(昭和 47 年 10 月福岡県条例第 28 号)、「福岡県環境保全に関する条例施行規則」（昭和 48 年 3 月福岡県規則第 17 号)、「福岡県環境保全対策技術指針」（平成 15 年 11 月、福岡県）（以下「指針」という。）に従って行う。

### 3.2　現地踏査

事業実施区域及びその周辺の環境の現況を把握するため、現地踏査を行う。なお、自衛隊演習場への立ち入りを行うため、それらに必要となる資料の作成も行うものとする。

### 3.3　環境影響評価項目の選定

指針別表第 1 に掲載された標準項目から、事業内容及び地域特性を踏まえた環境影響評価項目を選定する。

当該産業団地の計画は、「宅地の造成（5ha 以上の住宅地を除く）」にあたるため、評価項目は**表１**に示すとおりである。

現時点では、本事業の影響要因及び地域特性を踏まえて、環境影響評価項目は「植物の重要な種及び群落」、「動物の重要な種及び注目すべき生息地」を想定する。

なお、「重要な地形・地質」、「主要な眺望景観等」、「人と自然との触れ合い活動の場」については、現時点で得られている情報より「事業実施区域内に重要な地形・地質が存在しない。」、「事業実施区域内に主要な眺望点及び眺望景観が存在せず、かつ、事業実施区域内を主要なアクセス経路とする主要な眺望点及び景観資源が周辺に存在しない。」、「事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場が存在せず、かつ、事業実施区域内を主要なアクセス経路とする人と自然との触れ合い活動の場が存在しない。」と考えられることから、指針に基づき環境影響評価項目として選定しないことを想定しているが、既存資料等により地域特性を整理した上で再検討する。

**表１　宅地の造成に係る標準項目（指針別表第１より抜粋）**

| 分　類 | 評価項目 | | 対象事業 |
|---|---|---|---|
| | 環境要素 | 影響要因 | 宅地の造成 |
| 自然環境の保全に係る項目 | 重要な地形・地質 | 土地の改変 | ○ |
| | 植物の重要な種及び群落 | 土地の改変 | ○ |
| | 動物の重要な種及び注目すべき生息地 | 土地の改変 | ○ |
| | 主要な眺望景観等 | 土地の改変 | ○ |
| | 人と自然との触れ合い活動の場 | 土地の改変 | ○ |

備考）表中の“○”は、標準項目を示す。

3.4　現況調査

現況調査は、選定した環境影響評価項目について、事業実施区域及びその周辺の環境の現況を把握するために既存資料調査及び現地調査により行う。

現時点で想定する現地調査の項目及び調査手法は**表 2** に示すとおりとし、「植物の重要な種及び群落」、「動物の重要な種及び注目すべき生息地」について現地調査を計画する。

**表 2　現況調査の項目及び調査手法**

| 環境影響評価項目 | 調査項目 | 調査範囲 | 調査手法 |
|---|---|---|---|
| 植物の重要な種及び群落 | 植物相 | 事業実施区域及びその周辺 20m の範囲内 | 既存資料調査、現地調査 |
| | 植生 | 事業実施区域及びその周辺 200m の範囲内 | 既存資料調査、現地調査 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地 | 鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、陸産貝類 | 事業実施区域及びその周辺 200m の範囲内 | 既存資料調査、現地調査 |
| | 魚類、底生動物 | 事業実施区域及びその周辺 200m の範囲内 | 既存資料調査<br>現地調査 |

(1) 既存資料調査

事業実施区域周辺における環境保全に係る国、福岡県、久留米市等の行政資料等を整理し、調査対象項目の分布状況及び特性等を整理し把握する。

調査項目は、「重要な地形・地質」「植物の重要な種及び群落」「動物の重要な種及び注目すべき生息地」「主要な眺望景観等」「人と自然との触れ合い活動の場」とする。

(2) 現地調査

①植物の重要な種及び群落（以下「植物」）

植物は、植物相と植生についての現地調査を行う。

植物の調査概要は**表 3**、調査範囲は**図 1** にそれぞれ示すとおりとする。

**表 3　植物の調査概要**

| 項　目 | 時期・回数 | 範囲・地点 | 方　法 |
|---|---|---|---|
| 植物相 | 春季、秋季<br>（2 回） | 事業実施区域の敷地境界から 20m の範囲 | 調査範囲を踏査し、確認した種を記録する。希少な植物については、確認個体数と確認位置とその場所の環境も記録する。 |
| 植生（植物群落） | 秋季<br>（1 回） | 事業実施区域の敷地境界から 200m の範囲 | 事前に航空写真の判読により植生の境界を判読し、地形図上に予察図を作成する。その後、現地踏査を行い、予察図で判読した植生の境界を確認し、植生図を補正する。 |

②動物の重要な種及び注目すべき生息地（以下「動物」）

動物調査は、陸域環境では鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、陸産貝類について現地調査を行う。また、水域環境では魚類、底生動物について現地調査を行う。

動物の調査概要は**表 4**、調査範囲は**図 1** にそれぞれ示すとおりとする。

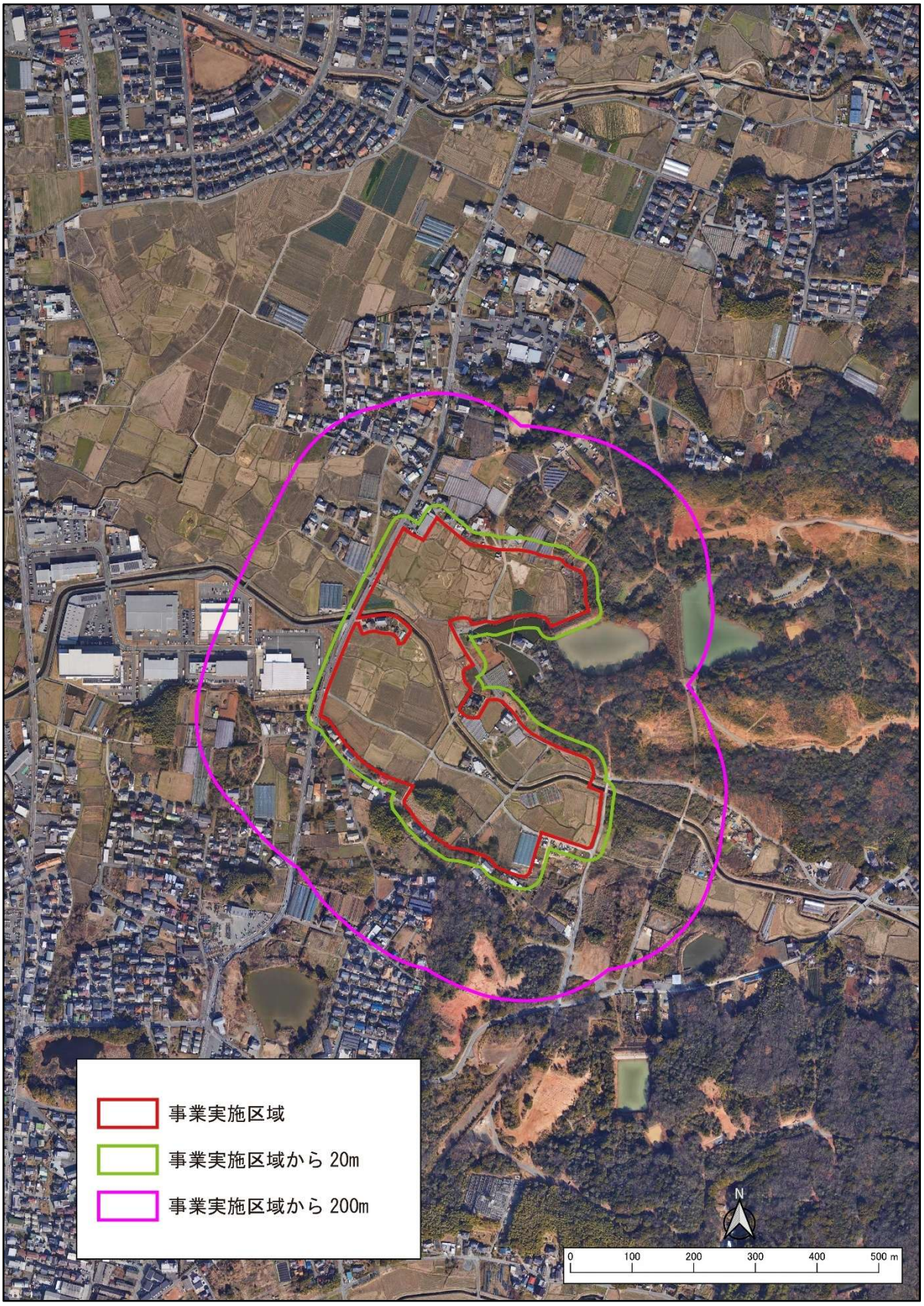
採集した底生動物のうち微細なものについては、検体として事業実施区域内及び区域外に分けて持ち帰り室内分析を行う。（2 検体）

なお、現地踏査及び福岡県との協議を踏まえた、調査内容の変更も検討する。

**表 4　動物の調査概要**

| 区分 | 項　目 | 時期・回数 | 範囲・地点 | 方　法 |
|---|---|---|---|---|
| 陸域環境 | 鳥類 | 初夏<br>（1 回） | 事業実施区域の敷地境界から 200m の範囲 | 調査範囲を踏査する任意観察法と定点観察法を用い、目視または鳴き声等により生息する鳥類を記録する。希少な動物については、確認位置及び確認環境も記録する。 |
| | ほ乳類<br>両生類<br>爬虫類 | 冬季、初夏<br>（2 回） | | 調査範囲を踏査し、目視またはフィールドサイン（糞、足跡、食痕、巣など）、鳴き声等により生息する動物種を確認し、記録する。希少な動物については、確認位置及び確認環境も記録する。 |
| | 昆虫類<br>陸産貝類 | 夏季<br>（1 回） | | 調査範囲を踏査し、目視で確認した種を記録する。また、スウィーピング（捕虫網を水平に振って草本や花上の昆虫をすくい採る）、ビーティング（樹上の昆虫をたたき落として昆虫を採集する）、石や倒木を起こして探し出す等によって試料を採集し、現地同定または持ち帰って同定を行う。陸産貝類については、樹上、葉上、地上を中心に確認する。希少な種については、確認された環境も記録する。 |
| 水域環境 | 魚類<br>底生動物 | 夏季<br>（1 回） | 事業実施区域の敷地境界から 200m の範囲（野添川、農業用水路、ため池） | 河川、農業用水路、ため池において、タモ網、投網、電気ショッカー等を用いた任意採集を行い、種の同定を行う。希少な種については、確認された環境も記録する。採集した底生動物のうち微細なものについては、検体を事業実施区域内及び区域外に分けて持ち帰り室内分析を行う。 |

図 1　調査範囲（空中写真）



③現地調査とりまとめ

現地調査結果は、植物及び動物の確認種のリスト、重要な種のリスト及び位置図、植生図を作成する。

3.5　予測及び評価

本事業の土地の改変による環境への影響について、その変化の程度を定性的に予測する。

各項目の予測手法は**表 5** に示すとおりであり、指針に従って実施する。評価は、事業者の実行可能な範囲で影響の程度が回避又は低減、代償されているかについて行う。

**表 5　各項目の影響の予測方法**

| 項目 | 影響要因 | 予測項目 | 予測方法 |
|---|---|---|---|
| 植物（植物の重要な種及び群落） | 土地の改変 | 重要な種及び群落の生育状況 | 植物の重要な種及び群落の生育位置と事業による改変区域の重ね合わせにより、消失の程度を予測する。 |
| 動物（動物の重要な種及び注目すべき生息地） | | 動物の重要な種の生息状況及び注目すべき生息地の変化 | 動物の重要な種の生息状況及び注目すべき生息地と事業による改変区域の重ね合わせにより、重要な種の生息環境、生息地の消失の程度を把握し、生息状況の変化を予測する。 |

3.6　環境保全対策の検討

「計画策定時の環境保全対策」及び「環境影響評価の結果に基づく環境保全対策」を検討する。

「計画策定時の環境保全対策」の検討に当たっては、福岡県環境総合計画その他行政機関が定めた環境に関する施策との整合に留意する。

「環境影響評価の結果に基づく環境保全対策」の検討に当たっては、予測の結果保全が必要な重要な種について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避又は低減し、回避又は低減が困難である場合には代償措置を検討する。

3.7　自然環境の保全対策を記載した書類の作成

上記環境影響評価の結果をとりまとめ、「自然環境の保全対策を記載した書類」を作成する。作成については、指針第８（環境影響評価書の作成）に準ずる。

なお、県との協議により変更が生じる場合がある。

3.8　打合せ協議

打合せ・協議は、計４回を計画する。また、県との協議を含む。

# 第４章　提出図書

## 4.1　提出書類

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

（１）報告書

ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ形式Ａ４版２部（正本・副本）

「自然環境の保全対策を記載した書類」の成果品はA4版2穴ファイル綴じとし、5部提出する。

（２）データ

電子成果品１式（報告書・その他資料）

（３）各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。

（４）その他資料（打ち合わせ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの）

（５）現地踏査の記録として、写真台帳（撮影位置図を含む）を作成し、データを含め提出する。

（６）報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。